

7月15日(水)

国民健康保険税

納税通知書を発送します

国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに納税通知書を7月15日(水)に発送します。納税通知書が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

問 国保年金課国保税班

☎ (93) 4084

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を世帯の加入者ごとに計算し、合算した額になります。

39歳以下、65歳～74歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者等支援分の合算です。(賦課限度額は67万円)
40～64歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者支援金分と③介護保険分の合算です。(賦課限度額は81万円)

	① 医療保険分	② 後期高齢者支援金分	③ 介護保険分
所得割	加入者全員の 課税総所得金額(※) × 6.8%	加入者全員の 課税総所得金額(※) × 1.7%	40～64歳の加入者の 課税総所得金額(※) × 1.5%
均等割	加入者数 × 2万円	加入者数 × 7,000円	40～64歳の加入者の 加入者数 × 1万2,000円
平等割	一世帯につき 3万2,700円	—	—
賦課限度額	51万円	16万円	14万円

*前年中の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた金額です。

■ 対象	非自発的失業者の軽減措置	
	○ 失業等給付を受けける人です。	○ 特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
○ 特定期間離職者(雇い止めなどによる離職)	○ 軽減額 前年給与所得を100分の30とみなして算定し、保険税を軽減します。	○ 税額や時期をお知らせします年金天引きの対象者へは、年金天引きの対象になる人には天引き(特別徴収)する旨をお知らせするため、7月15日(水)に次の通知書を発送します。
○ 離職の翌日から、翌年度末までです。次のこととに注意してください。	○ 会社の健康保険を喪失する旨をお知らせするため、7月15日(水)に次の通知書を発送します。	○ 会社の健康保険に加入する旨をお知らせするため、7月15日(水)に次の通知書を発送します。
○ 就職しても引き続き軽減の対象になりますが、期間の中で就職しても引き続き軽減の対象になりますが、会社などの健康保険に加入するなどして、国民健康保	○ 申込み履用保険受給資格者証と印鑑を持参し、国保年金課窓口で手続きをしてください。	○ 申込み履用保険受給資格者証と印鑑を持参し、国保年金課窓口で手続きをしてください。

所得により7割、5割、2割の減額制度があり、所得の状況により軽減されます。手続きは不要です。ただし、所得の申告がない場合は対象になりません。

所得により7割、5割、2割の減額制度があり、所得の状況により軽減されます。手続きは不要です。ただし、所得の申告がない場合は対象になりません。

年金天引き(特別徴収)になる人

險を脱退すると終了します。
雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し、国保年金課窓口で手続きをしてください。

便利な口座振替を認め忘れのない

平成27年1月から高額な外来診療を受けるときは事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受けねば窓口での負担が自分であります。今年から所得要件が細分化されました。入院または高額な外来診療を受ける前に必ず申請をしましょう。

問 国保年金課国保税班

☎ (93) 4083

限度額適用認定証のご利用を!

入院または高額な外来診療を受けるときは事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受けねば窓口での負担が自分であります。今年から所得要件が細分化されました。入院または高額な外来診療を受ける前に必ず申請をしましょう。

■ 申込み 国保年金課窓口

■ 対象 国民健康保険被保険者証

■ 持ち物 納がない世帯に属する被保険者

○ 印鑑

※ 限度額適用認定証は自動更新されないため、有効期限などに注意してください。

加入・脱退の届出は14日以内に

一度申込手続きをすると、口座振替申込書は、納税通帳に同封してあるほか、市内の金融機関にも備え付けてあります。申込書に必要事項を記入・押印し、納税課または取扱金融機関の窓口に提出してください。

は、事前に申込手続きが必要です。

一度申込手続きをすると、口座振替申込書は、納税通

納付にかかる必要もなく、翌年以降も自動継続されます。

口座振替を利用するために

一度申込手続きが必要です。

一度申込手続きをすると、口座振替申込書は、納税通

納付にかかる必要もなく、翌年以降も自動継続されます。

口座振替を利用するために

一度申込手続きが必要です。

一度申込手続きをすると、口座振替申込書は、納税通

納付にかかる必要もなく、翌年以降も自動継続されます。

口座振替を利用するために

一度申込手続きが必要です。

一度申込手続きをすると、口座振替申込書は、納税通

納付にかかる必要もなく、翌年以降も自動継続されます。

口座振替を利用するために

一度申込手続きが必要です。

一度申込手続きをすると、口座振替申込書は、納税通

納付にかかる必要もなく、翌年以降も自動継続されます。

口座振替を利用するために

自己負担限度額(月額)

区分	基礎控除後の所得	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※1)
ア	901万円以上超	25万2,600円 + (総医療費 - 84万2,000円) × 1%	14万100円
イ	600万円超～901万円以下	16万7,400円 + (総医療費 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円
ウ	210万円超～600万円以下	8万100円 + (総医療費 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円
エ	210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
オ	住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*1 過去12か月間に1世帯で支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額

*2 所得の申告がない場合は上位所得者とみなされ、アの区分に判定されます。